

組織体制の見直しに伴う 実施計画Ⅲの変更について

TEPCO

2022年1月25日

2022年2月17日改訂1

東京電力ホールディングス株式会社

1. 背景及び変更の概要

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所における「IDカード不正使用」や「核物質防護設備の機能の一部喪失」の事案において、「核物質防護部門の管理者が現場実態を把握できていなかったこと」、「防護管理グループ、本社主管部、発電所上層部は課題を把握・是正できていなかったこと」等を背後要因として確認。
- ・ 改善措置計画における核物質防護およびサイバーセキュリティの強化のため、柏崎刈羽原子力発電所と同様に組織の見直しを行い、新組織を設置する。
- ・ 核物質防護部門の一部については、保全区域及び周辺監視区域の管理等を担っていることから、保安に関する組織に位置付けられており、本組織見直しに伴い、以下の通り実施計画の変更を行う。
- ・ なお、セキュリティ管理部に移管される防護管理グループを分割した2グループとサイバーセキュリティグループは、従前の職務内容に変更はなく、保安の職務に関する変更はない。

実施計画Ⅲ第1編（第2編）記載箇所	変更内容
（保安に関する組織） 第4条（第4条） （保安に関する職務） 第5条第2項（第5条第2項）	・ 所長の直下に「セキュリティ管理部」を新設し記載追加 ・ 組織図において、同部を業務統括室の次に配置（これより以降の部・グループの番号が変更） ・ (48) 防護管理グループを「(4) 核セキュリティ運営管理グループ」と「(5) 核セキュリティ施設運用グループ」に分割し、防災安全部からセキュリティ管理部へ移管 ・ (49) サイバーセキュリティグループを「(6) サイバーセキュリティグループ」とし、セキュリティ管理部へ移管
（管理対象区域への出入管理） 第52条第2項（第95条第2項） 第52条第4項（第95条第4項）	・ 防護管理GMを「核セキュリティ運営管理GM」に変更
（保全区域） 第56条第2項（第97条第2項）	・ 防護管理GMを「核セキュリティ運営管理GM」に変更
（周辺監視区域） 第57条第2項（第98条第2項）	・ 防護管理GMを「核セキュリティ運営管理GM」に変更

2. 新設グループの職務・業務内容

【現行】

□ : 保安に関する職務範囲

グループ名	職務	業務内容
防災・放射線センター 防災安全部 防護管理グループ 登録管理チーム 7名 設備防護チーム 5名 防護管理チーム 3名	実施計画Ⅲ (保安に関する職務)	・周辺監視区域並びに保全区域の管理及び設備の運用 詳細：管理対象区域の車両出入管理 周辺監視区域の柵や保全区域の標識の維持管理、立入制限など運用管理を実施 周辺監視区域の柵や保全区域の標識を巡視にて確認する業務を実施
	その他の職務※	・所内の警備 ・不法行為の早期発見・拡大阻止 ・発電所構内・港湾施設等への出入管理 ・設備防護措置(防護管理計画の策定) ・侵入防止措置の実施等の防護施設の運用管理 ・関係官庁との連携強化 ・発電所構内・防護区域等の入域許可 ・個人の信頼性確認 ・入域許可関連設備・機材の管理(個人データベースの管理含む)

【変更後】

グループ名	職務	業務内容
セキュリティ管理部 核セキュリティ運営管理グループ (旧防護管理グループ) 登録管理チーム 5名 施設(工事・設計) チーム 5名	実施計画Ⅲ (保安に関する職務)	・周辺監視区域並びに保全区域の境界の管理 詳細：管理対象区域の車両出入管理 周辺監視区域の柵や保全区域の標識の維持管理、立入制限など運用管理を実施
	その他の職務※	・設備防護措置(防護管理計画の策定) ・関係官庁との連携強化 ・発電所構内・防護区域等の入域許可 ・個人の信頼性確認 ・入域許可関連設備・機材の管理(個人データベースの管理含む)
セキュリティ管理部 核セキュリティ施設運用グループ 運用管理・出入管理チーム 5名	実施計画Ⅲ (保安に関する職務)	周辺監視区域並びに保全区域の境界の設備の運用 詳細：周辺監視区域の柵や保全区域の標識を巡視にて確認する業務を実施
	その他の職務※	・所内の警備 ・不法行為の早期発見・拡大阻止 ・発電所構内・港湾施設等への出入管理 ・侵入防止措置の実施等の防護施設の運用管理

※：核物質防護に係る詳細業務分掌は、実施計画Ⅳの中で整理する。

3. グループの所属変更

【現行】

: 保安に関する職務範囲

グループ名	職務	業務内容
防災・放射線センター 防災安全部 サイバーセキュリティグループ メンバー 5名	実施計画Ⅲ (保安に関する職務)	・サイバーセキュリティの総括に関する業務 - 制御・記録系システムのサイバーセキュリティ管理 (一般サイバーセキュリティ) - 異常時対応 (運用継続、バックアップ復旧) - 教育
	その他の職務	・核物質防護システムのサイバーセキュリティ対策

【変更後】

グループ名	職務	業務内容
セキュリティ管理部 サイバーセキュリティグループ メンバー 5名	実施計画Ⅲ (保安に関する職務)	・サイバーセキュリティの総括に関する業務 - 制御・記録系システムのサイバーセキュリティ管理 (一般サイバーセキュリティ) - 異常時対応 (運用継続、バックアップ復旧) - 教育
	その他の職務	・核物質防護システムのサイバーセキュリティ対策

サイバーセキュリティグループは所属の変更のみで、職務範囲・業務内容の変更はない。

4. 保安の職務遂行における評価

グループの分割による保安の職務遂行における影響について評価

1. 保安の職務の業務分掌

防護管理グループの保安の職務は、業務単位で2つのグループに振り分けられることから、分離に伴う業務分掌に問題はない。

2. グループ間連携

分割する2グループはセキュリティ管理部長が統括管理し、2グループの業務取り合いも含め業務遂行状況などを確認することから、分離に伴うグループ間連携に問題はない。

なお、セキュリティ管理部の設置により従来の防災安全部長と比較して、よりセキュリティに特化した部長業務が行えることから、配下のグループ管理が強化できる。

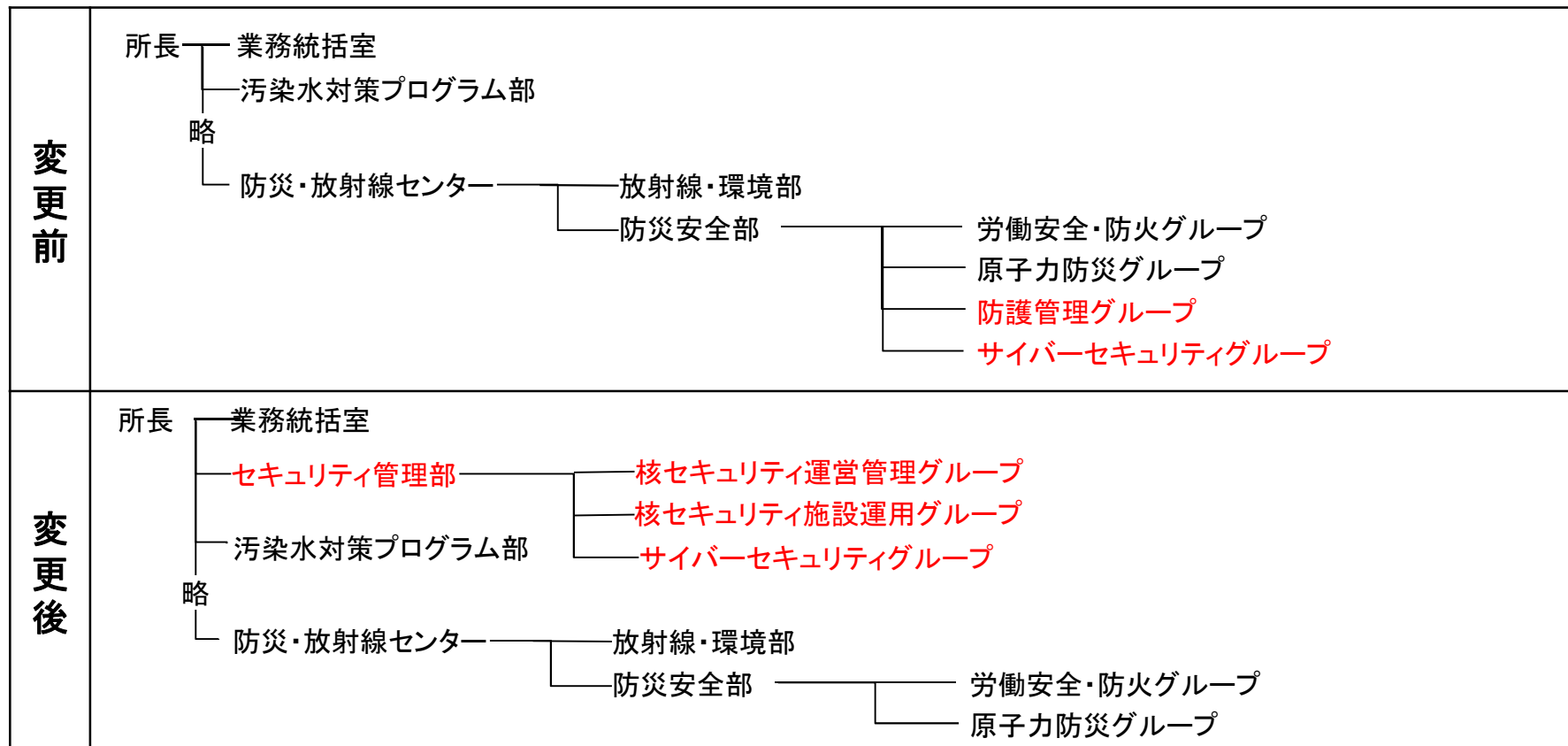
例：保安の設備に損傷等の不具合が発見された場合（核セキュリティ施設運用Gがパトロールに発見）、不適合が起票され、設備の管理を行う核セキュリティ運営管理Gが修繕等の対応を行う。

3. 人員の配分

防護管理Gのメンバー15名は、核セキュリティ運用管理Gに10名、核セキュリティ施設運用Gに5名へ分割され、要員全体としては減員がなく、人員の配分に関する問題はない。

参考：第1編第4条（第2編第4条）の変更

- ・ 所長直下にセキュリティ管理部を新設。
- ・ 防護管理Gを分割し、防護本部及び委託警備を管理する核セキュリティ施設運用グループの新設と、防護管理グループの核セキュリティ運営管理グループへの改称
- ・ これら2グループとサイバーセキュリティグループをセキュリティ管理部に配置



※放射線障害予防規程の第3条(組織)別表1についても実施計画に合わせる。

参考：実施計画Ⅲ第1編（第2編）各条の変更

- ・ 防護管理グループを核セキュリティ運営管理グループに変更
- ・ 組織図変更に伴い、第5条第2項の各職務の号数を変更

変更前	変更後
<p>第1編第5条第2項(第2編第5条第2項) (3)労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(4)汚染水対策プログラム部は、……を行う。</u> ～<u>(47)原子力防災グループは……行う。</u> <u>(48)防護管理グループは、周辺監視区域並びに保全区域の管理及び設備の運用に関する業務を行う。</u> <u>(49)サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。</u></p>	<p>第1編第5条第2項第48号(第2編第5条第2項) (3)労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(4)核セキュリティ運営管理グループは、周辺監視区域並びに保全区域の境界の管理に関する業務を行う。</u> <u>(5)核セキュリティ施設運用グループは、周辺監視区域並びに保全区域の境界の設備の運用に関する業務を行う。</u> <u>(6)サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。</u> <u>(7)汚染水対策プログラム部は、……を行う。</u> ～<u>(50)原子力防災グループは……行う。</u></p>

※放射線障害予防規程の第4条(職務)についても実施計画に合わせる。

参考：実施計画Ⅲ第1編（第2編）各条の変更

変更前	変更後
<p>第1編第52条(第2編95条)</p> <p>2. 放射線防護GMは、第1項にて許可していない者について、管理対象区域に立入らせない措置を講じる。ただし、防護管理GMが、あらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両に許可を与え、車両が通過する出入管理箇所においては許可を得た車両以外を管理対象区域に立入らせない措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>4. 放射線防護GMは、第3項以外の出入口には、施錠等の人のみがみだりに立入りできない措置を講じる。ただし、管理対象区域を周辺監視区域と同一とした場合であって、防護管理GMが周辺監視区域境界に柵を設ける又は標識を掲げる場合は、この限りでない。</p>	<p>第1編第52条(第2編95条)</p> <p>2. 放射線防護GMは、第1項にて許可していない者について、管理対象区域に立入らせない措置を講じる。ただし、核セキュリティ運営管理GMが、あらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両に許可を与え、車両が通過する出入管理箇所においては許可を得た車両以外を管理対象区域に立入らせない措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>4. 放射線防護GMは、第3項以外の出入口には、施錠等の人のみがみだりに立入りできない措置を講じる。ただし、管理対象区域を周辺監視区域と同一とした場合であって、核セキュリティ運営管理GMが周辺監視区域境界に柵を設ける又は標識を掲げる場合は、この限りでない。</p>
<p>第1編第56条(第2編第97条)</p> <p>2. 防護管理GMは、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p>	<p>第1編第56条(第2編第97条)</p> <p>2. 核セキュリティ運営管理GMは、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p>
<p>第1編第57条(第2編第98条)</p> <p>2. 防護管理GMは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げること等により、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>第1編第57条(第2編第98条)</p> <p>2. 核セキュリティ運営管理GMは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げること等により、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>

参考：実施計画Ⅲ第1編（第2編）の附則の変更

変更前	変更後
<p>記載なし</p> <p>第1編 附則</p>	<p>第1編 附則</p> <p>附則() (施行期日)</p> <p>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から30日以内に施行する。</p> <p>2. 第4条, 第5条, 第52条, 第56条及び第57条については、本実施計画変更認可申請書の認可を受けた日又は令和4年1月14日付にて申請した福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画(Ⅳ 特定核燃料物質の防護)変更認可申請書の認可を受けた日のいずれか遅い日より30日以内に施行することとし、それまでの間は従前の例による。</p>
<p>記載なし</p> <p>第2編 附則</p>	<p>第2編 附則</p> <p>附則() (施行期日)</p> <p>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から30日以内に施行する。</p> <p>2. 第4条, 第5条, 第95条, 第97条及び第98条については、本実施計画変更認可申請書の認可を受けた日又は令和4年1月14日付にて申請した福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画(Ⅳ 特定核燃料物質の防護)変更認可申請書の認可を受けた日のいずれか遅い日より30日以内に施行することとし、それまでの間は従前の例による。</p>